

## 四万十市医療機関等物価高騰に関する対策給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格及び物価の高騰により光熱費等の負担が増大している市内医療機関等を支援し、地域における安定的な医療提供体制の維持を図るため、物価高騰に関する対策給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人又は個人事業者とする。

- (1) 令和7年10月1日（以下「基準日」という。）時点で、市内に所在地を有し、別表第1に掲げる医療機関等を開設し、運営していること。
- (2) 第4条の申請の日において、前号に掲げる医療機関等を休廃業していないこと。また、申請時点から3箇月以内に休廃業の予定がないこと。ただし、運営している医療機関等の一部を休止している場合を除く。
- (3) 基準日から3箇月の間に、当該医療機関等において診療、調剤、訪問看護その他のサービス提供実績があること。
- (4) 国又は高知県等による同種の支援制度の交付を受けている場合であっても、対象期間、対象経費又は算定の基礎が重複しないと市長が認めるときは、この給付金の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の対象としない。

- (1) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（構成員又は随行者を含む。）に該当すると認められるとき。
- (2) 市税の滞納があるとき。

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、別表第1に定める額とする。

(給付申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、四万十市医療機関等物価高騰に関する対策給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 四万十市税の納税証明書
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に基づく申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年6月10日とする。

(給付決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定後、四万十市医療機関等物価高騰に関する対策給付金給付（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、前条の規定により給付金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消し、既に給付金を給付している場合は期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 第2条第2項第1号の規定に該当すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の定めに違反したとき。

(書類の整備)

第7条 給付決定者は、当該給付金に係る書類を、給付金の給付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、調査を行うことができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき給付された給付金については、第6条から第8条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第2条及び第3条関係)

区分	給付対象医療機関等	給付額
1	病院 ※1	250,000円+1,500円×許可病床数(休床分を除く。)
2	有床診療所(医科) ※1	173,000円+1,500円×許可病床数(休床分を除く。)
3	無床診療所(医科・歯科) ※1	55,000円
4	薬局 ※1	27,000円
5	訪問看護ステーション ※1	27,000円
6	施術所 ※2	8,000円

※1 対象となる医療機関(病院、医科及び歯科診療所)は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)(以下「あはき法」という。)第9条の2第1項及び第9条の3又は、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。(ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。)また、同じ住所地(建物内)において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※3 公立施設は対象外とする。